

最終更新日：2007年6月29日

## 中央電気工業株式会社

代表取締役 染谷 良

問合せ先：総務部 (03)3591-1402

証券コード：5566

<http://www.chu-den.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社グループの経営理念は、法令遵守と社会的モラルを尊重した健全な事業活動を通じ社会の繁栄に貢献するとともに、ステークホルダーの皆様から、より信頼される企業を目指すことであります。

この経営理念に基づき、経営意思の決定及び業務の執行が適正かつ効率的に行われ、また、それらに対する監視機能が有効に働き、社会から信頼される会社としての経営体制の確立が、コーポレート・ガバナンスに関する最重要事項であると考えております。

当社は、事業の規模及びその内容から、監査役会による監査で十分に監視機能が果たせるため、監査役会設置会社形態を採用しております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友金属工業株式会社	8,084,000	29.29
住友商事株式会社	2,978,000	10.79
日本証券金融株式会社	1,282,000	4.64
三井住友海上火災保険株式会社	1,200,000	4.35
住金物産株式会社	600,000	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	543,000	1.97
住友生命保険相互会社	432,000	1.57
資産管理サービス信託銀行株式会社	346,000	1.25
前泉 澤央	286,000	1.04
ティージー・エンタープライズ株式会社	255,000	0.92

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	鉄鋼
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

住友金属工業は、当社の議決権の29.41%を直接保有する筆頭株主であり、当社は住友金属工業の持分法適用の連結関連会社であります。

当社は、住友金属工業が鉄鋼副原料として使用するマンガン合金鉄の全量を継続的安定的に供給しており、住友金属工業に対する売上高(商社経由のものを含む)は平成19年3月期においては当社全売上高の52.4%を占めております。

当社の取締役及び監査役(社外監査役除く)6名のうち4名が住友金属工業出身であります。全員が住友金属工業を離籍しており、社外監査役2名については住友金属工業の従業員であります。

当社のマンガン合金鉄は住友金属工業への売上比率は高いものの、当社独自で生産、購買、販売活動を行っており、販売価格についても国際市況に基づいて決定されております。

また、マンガン合金鉄事業以外の環境事業、機能材料事業につきましても、当社独自の経営方針に基づき、新たな収益源として確立すべく事業拡大に注力しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

社外監査役が月1回開催の取締役会に出席し意見を述べるなど、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、社外取締役は選任しておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果の報告を受けており、財務報告の信頼性・正確性について、会計監査人と連携して監査を行っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門として業務監査室を設置しており、監査役と業務監査室は、各部門を対象とした年間の監査計画を作成し、連携して業務監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
谷水 一雄	他の会社の出身者		○	○	○					
黒須 哲夫	他の会社の出身者		○	○	○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
谷水 一雄	住友金属工業株式会社の社員である。	当社の重要取引先の社員であり、当社の事業内容についての見識があるため
黒須 哲夫	住友金属工業株式会社の社員である。	当社の重要取引先の社員であり、当社の事業内容についての見識があるため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月開催される取締役会に出席し、監査役として有用な発言をしております。平成18年度に開催した取締役会への出席率は約6割であります。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績への貢献度を総合的に勘案し報酬に反映することとしております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	その他

該当項目に関する補足説明

全取締役及び全監査役の総額の合計を開示しており、平成19年3月期における報酬総額は194,897千円であります。

当社は、平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。当制度廃止時の役員退職慰労金要支給額は退任時に支払うこととしております。

**【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】**

社外監査役に対しては、取締役会の決議事項を事前に資料配布し説明しております。また、適宜経営状況等について説明しております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**

取締役会は少数のメンバーで構成することを基本とし、法令及び定款に定められた経営に関する重要事項を決定致します。取締役会は原則として月一回開催し、社長が議長を務めております。

また、当社は平成19年6月28日(定時株主総会日)に執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能の分離による意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。各執行役員は、それぞれの所管部門において取締役会での意思決定に基づいて業務を執行することとしております。取締役の人数は4名、執行役員は取締役との兼務者を含めて7名であります。

取締役会の意思決定を補完するものとして、幹部社員以上をメンバーとする経営会議を常設し、的確な情報把握と情報の共有化を行い、急速に変化する事業環境に対応できる体制をとっております。

監査役は、経営の意思決定に係わる重要な会議に出席するなど迅速的確に情報収集を行い、内部監査を行う部門である業務監査室と連携して、社長他全取締役及び各部門並びに子会社社長の業務執行状況を定期的に監査しております。

平成19年3月期の当社の会計監査を担当した監査法人トーマツの公認会計士は後藤孝男及び飯野健一であり、当期の会計監査業務に係わる補助者は公認会計士2名、会計士補等5名であります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成19年3月期は、法定期日の4営業日前に発送しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	株主総会終了後に株主懇談会を実施しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	掲載しているものは次のとおりであります。経営理念、会社概要他企業情報、製品情報、ニュースリリース、株式状況、決算短信・有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、環境への取り組み、その他。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	経理・企画担当執行役員を長とするIRチームを設置しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念にステークホルダーから信頼される企業を目指すことを掲げるとともに、その実現のために内部統制体制整備の基本方針を定めております。

その他

ホームページでの情報開示の充実に努めております。

## Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 基本的考え方

取締役会は、法令等の遵守、及び業務の効率性と適正性の確保を目的とする持続的かつ継続的内部統制活動が、当社の企業価値を維持及び向上させ、もって当社の株主はじめ当社を巡る様々なステークホルダーの利益に寄与するものと認識しております。取締役会は、内部統制体制の整備その他内部統制活動を実施しております。

内部統制体制整備の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス規定の制定及びコンプライアンス窓口の設置並びに社員教育を行っております。
- ②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制として、文書管理規定の改定・整備を行いました。
- ③損失の危険の管理に関する体制は、以下のとおりであります。
  - ・当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する基本規定を制定しております。
  - ・経営会議において事業全般に亘る経営リスクの分析と対応を決定しております。
  - ・当社グループ経営に重大な影響を与える大規模な事故等が発生した場合の体制に関する規定を制定するとともに、危機管理委員会を設置しております。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりであります。
  - ・権限基準の改定を行いました。
  - ・重要事項についての検討・決定は取締役会並びに経営会議等を有効に活用しております。
  - ・各取締役は、取締役会に付議された事項について、その執行状況を定期的に報告することとしております。
- ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。
  - ・各子会社における意思決定についての当社への協議・報告ルールを制定しております。
  - ・当社コンプライアンス規定の遵守要請を行っております。
  - ・定期的な業務執行状況の報告、及び当社業務監査室による内部監査を実施しております。
- ⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりであります。
  - ・独立した内部監査部門である業務監査室が監査役の職務を補助することとしております。
  - ・各取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備しております。
- ⑦内部統制体制整備及び内部統制活動推進の統括組織として、内部統制担当取締役を委員長とする内部統制委員会を設置しております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

1. 買収防衛に関する事項

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---



【 参考資料：模式図 】

